

**公益社団法人くまもと被害者支援センター**  
**平成26年度事業計画**

**I 概 要**

**第1 はじめに**

県内における平成25年中の犯罪情勢等は、刑法犯認知件数12,836件で、前年対比268件(2.0%)の減少、平成16年以降10年連続して減少している。

しかしながら、昨年は、子ども・女性を狙った性犯罪や、空き巣・忍び込み等住宅対象侵入犯罪が増加したが、振り込め詐欺等は認知件数・被害額ともに減少している。(振り込め詐欺等は、全国的には増加している。)その中で、県内で前年より増加した犯罪は、強制わいせつ罪84件(前年対比+35件・71.4%)、強姦罪22件(前年対比+4件・22%)など、ここ数年性犯罪が増加傾向にある。

また、県内における交通事故は、死者数82人で、前年と同数であった。発生件数8,732件は、昭和56年以来32年ぶりに9千件を下回り、7年連続の減少、負傷者数11,225件は、平成2年以來23年ぶりに1万2千人を下回り、9年連続の減少であった。全国における交通事故死者数は、4,373人で、5年連続して4千人台で、13年連続の減少となっている。九州の死者数は、福岡減少、佐賀、熊本は前年同様、そのほかの5県は増加、全体として37人の増加(+6.8%)となっている。

さて、当センターの業務関係の統計数字を見れば、相談件数では横ばいの状況であったが、性犯罪被害者(強制わいせつ、強姦等)への直接支援関係が前年に続き増加の兆しにある。

また、5年前から直接支援関係が急増し、年間約200件近くになってきており、今後増加の傾向で推移していくものと思慮される。

一方、当センターは、昨年設立10周年を迎えたが県民の当センターの認知度については、約30%と低かった。(前年度調査)その影響として、犯罪被害者等の救済面及び県民の理解と共感が呼べず財源確保面から一考を要することが懸念される。

従って、本年度の当センターでの重点取り組み項目として、認知度アップのための広報・啓発活動の強力な推進により、県民からの理解と共感を得ながら真に犯罪被害者等のニーズに応え得るような支援事業を実施し、併せて財源確保の恒常化を目指した活動を展開して行くことにしている。

**II 犯罪被害者等に対する支援事業(公益目的事業1)**

**第1 相談事業**

**1 電話相談事業**

相談者のプライバシー等の個人情報をも最大限に保護しながら、被害者及びその家族又は

遺族（以下「被害者等」という。）からの相談受理や各種情報の提供等の相談を行う。

月曜～金曜（平日） 10：00～16：00

## 2 面接相談事業

当センター相談室において、相談者の個人情報に配慮しながら、相談員がそのニーズに的確に対応して被害者等の精神的なケア等を図る。

月曜～金曜（平日） 10：00～16：00

## 3 専門相談事業

### (1) 心理相談

電話・面接相談の結果、カウンセリング等の専門的な相談等が必要な方に対しては、センター登録臨床心理士（5名）による被害者等の精神的な被害回復と軽減のための支援活動を行う。

心理相談 随時（要予約）相談時間：1時間

### (2) 法律相談

電話・面接相談の結果、法律の専門家による相談が必要と認められる方に対しては、センターの登録弁護士（12名）による被害者等の法的支援を行う。

法律相談 随時（要予約）相談時間：30分

## 第2 直接的支援事業

### 1 ワンストップ支援センター（仮称）設置と、ワンストップサービスの実施（新規）

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）では、支援等のための体制整備等の取組の一つとして「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター」の設置促進が掲げられており、熊本県犯罪被害者支援連絡会議（県警：広報県民課支援室）において平成26年度中に県内の実態に即した支援センターの設置の実現に向けて取組中である。

当センターとしては、県警との連携を図りながら役割の一端を担っていくことになるものと思慮される。

### 2 危機介入事業

犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対しては、警察や被害者等のニーズに応じて、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の支援活動を行う。

### 3 付き添い等支援事業

被害者等の警察・検察庁での事情聴取、証人出廷や病院等への同行、被害者等のニーズに応じて精神的負担の軽減を図るための付添や、裁判の代理傍聴、自宅訪問等の支援活動を行う。

### 4 物品の供与事業

被害者等からの要請に基づき、被害者等の不安を除去するため、防犯ブザー及び着替え用衣服等物品の供与・貸与を行う。

### 5 宿泊場所提供事業

被害者等からの要請を受けた上で、関係機関との連携により、宿泊場所の提供、シェルター（一時避難施設）等への斡旋を行う。

### **第3 各種手続の補助事業**

#### **1 犯罪被害者等給付金申請補助事業**

被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続の補助を行う。

#### **2 犯罪被害者支援に係る新しい制度等の情報提供事業**

被害者等からの要請を受けた上で、被害者参加制度、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続の補助を行う。

### **第4 自助グループ支援事業**

#### **1 自助グループの支援事業**

被害者等への長期的な支援として、被害者等として同じ境遇を経験した遺族が、つらい経験を語り合うことで、被害からの立ち直りを図られることを目的に設立された「自助グループ（さくらの会）」に対して、交流場所の提供やファシリテーター（自助グループ例会時における進行・調整役）の育成等を行う。

### **第5 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業**

#### **1 広域・緊急支援チームの設置と運用（新規）**

全国被害者支援ネットワークでは、複数の本法人会員（含：当センター）が共同で支援を行う必要があると認める「広域支援」と、緊急の支援を行う必要があると認める「緊急支援」を、いずれも会員からの支援チーム派遣要請に基づき本年度から設置・運用することになっている。当センターとしても、連携を図りながら推進していく必要性が生じてくることになる。

#### **2 警察等との連携及び情報提供事業**

被害者等に代わって、相談、支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者等に提供する。

#### **3 各種会合への参加事業**

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会（事務局：県警察本部犯罪被害者支援室）に加入しており、センターの活動状況を紹介するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力を行う。その他各種会合の場において、被害者等の人権及び支援についての啓発活動を推進する。

#### **4 認定NPO法人全国被害者支援ネットワークとの連携**

「全国被害者支援ネットワーク」との連携を図り、合同の研修会等への参加等を図りながら連携を強める。

### **第6 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業**

#### **1 先進的組織等の調査及び研究事業**

国内での被害者支援活動の先駆的取り組み組織等と情報交換及び調査活動を積極的に推進し各種ノウハウの入手に努めながら、当センターでの研究事業等の一環としてスキルア

ップ等に努める。

## 2 刊行物等からの情報収集事業

被害者等の実態等に関する情報を、全国被害者支援ネットワーク発行の機関誌及び全国の各センター機関誌や新聞、雑誌等の刊行物から情報の入手等を図りながら、実現可能な好事例等については即取り入れて活用する。

## **第7 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業**

### 1 被害者支援ボランティアの養成

被害者支援ボランティア要員を育成するため、被害者支援の意義・必要性、被害者の実態等の基礎的な研修を実施し、支援センター相談員等の候補者に認定し、後継者の育成に努める。

### 2 直接支援員等の養成（直接支援員初級研修）

- (1) 登録ボランティアに対して、電話相談員・面接相談員・直接支援員として支援活動に必要な専門的知識、技能の習得のため、被害者支援の制度や被害者等の心理、支援の実際等の研修を実施する。
- (2) 電話・面接相談、直接的支援等の活動内容別の実地研修を実施する。

### 3 全国被害者支援ネットワークが主催する九州ブロック研修会（夏期開催）又は全国研修会（秋期開催）への参加（直接支援員継続研修）

直接支援員初級修了者で、一定の実務経験者に対して、直接支援員のリーダーや犯罪被害相談員に必要な専門的知識、技能の習得のため、ケースマネジメントや支援プランの作成、組織管理の中級研修に参加する。

### 4 全国被害者支援ネットワークが主催する九州ブロック研修会（冬期開催）又は全国研修会（秋期開催）への参加（犯罪被害相談員養成研修）

直接支援員継続研修修了者で、一定の実務経験者に対して、高度の支援プランの作成、支援員に対する助言・指導、組織管理等の研修に参加する。

### 5 全国被害者支援ネットワークが主催する全国研修会（春期開催）（コーディネーター養成研修）への参加

犯罪被害相談員養成研修修了者で、一定の実務経験者に対して、コーディネーターとしての総合的な支援のあり方や、他機関との連携促進、プレゼンテーションの技法等の研修に参加する。

### 6 相談員・直接支援員等に対する研修会の開催（随時）

相談員・直接支援員の資質の向上と意思疎通を図るため、研修会を実施する。

### 7 スーパービジョンの実施

- (1) 相談員・被害者支援ボランティアに対し、専門的立場から指導助言を行う。
- (2) 相談員・被害者支援ボランティアの燃え尽き症候群対策のため、メンタルケアを行う。
- (3) 相談員・被害者支援ボランティアの資質の向上を図るため、研修を行う。

## **Ⅲ 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業（公益目的事業2）**

### **第1 被害者等の支援に関する広報及び啓発事業**

#### 1 リーフレット及び機関誌の作成・配布事業

関係機関・既存会員並びに県民に対する広報・啓発事業として、機関誌・リーフレット等を作成し、センターの被害者支援活動の周知等について広報・啓発を行う。

#### 2 公共交通機関及びラジオ放送を活用しての広報・啓発事業（新規事業）

前年度に実施したセンターの認知度調査では、県民の認知度は約3割程度であり、認知度向上施策が必要と思慮された。

認知度の低さは、被害者支援活動及び支援のために必要な財源確保面からセンターの目的（定款第3条）の根幹に関わることが懸念されるものである。

従って、本年度は、公益目的事業2を最優先課題と位置づけて、県内公共交通機関（路線バス・電車、ラジオ放送等）にポスター等を掲示するなどの事業を推進する。

#### 3 キャンペーン等の実施事業

##### (1) 講話等を企画した活動の推進

関係機関、県内企業・団体などに対する講話を計画的に実施する。

##### (2) 街頭キャンペーン等の実施事業

毎月8日実施している「街頭キャンペーン」活動等を、県警・県・各自治体関係者、既存ボランティア、各種協力団体等の協力を得ながら、被害者支援を呼びかけるなど、積極的に実施する。

##### (3) 「犯罪被害者週間」キャンペーン事業

内閣府が提唱する「犯罪被害者週間」（毎年11月25日～12月1日）のキャンペーン事業として次に掲げる催し等を実施する。

○前年度実施した「市民公開講座」を本年も開催し、本週間の目玉行事として定着させる。

○県警音楽隊等と連携してパレード等を企画する。

#### 4 広報・啓発ビデオを活用した啓発事業

犯罪被害者支援の必要性及び当センターの活動内容を紹介した広報・啓発ビデオを広く県民に視聴させることにより、当センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。

#### 5 広報媒体への広告の掲載事業

関係機関・団体が発行する広報媒体へのセンターに関する広告の掲載を依頼する。

#### 6 ホームページによる広報事業

当センターの活動内容等を紹介したホームページを随時更新し、センターの広報・啓発を推進する。

## IV 管理部門

### 第1 業務執行体制の整備と強化

#### 1 「犯罪被害者等早期援助団体」としての基盤強化

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条の規定に基づく「犯罪被害者等早期援助団体」（熊本県公安委員会指定）として、人材の育成及び財政基盤の整備に努め、被害者等が信頼し安心して援助を受けることができる団体としての基盤強化を推進する。

#### 2 財政基盤の強化

(1) ファンドレイジング要員の活用

日本財団からの助成事業「ファンドレイジング」要員1名の継続雇用に伴い、2年目の目標達成に向けた諸活動を積極的に推進する。

(2) 「特定公益増進法人」を活用した財政基盤の強化

公益社団法人は「特定公益増進法人」に該当し、税制上の優遇措置があることから、同優遇措置の周知を図り、センターへの寄付や会員加入を積極的に働きかけて財政基盤の強化を図る。

(3) 「税額控除制度」を活用した財政基盤の強化

平成23年6月に施行された税制改正において、寄付税制に関し、新たに税額控除制度が創設された。センターは、熊本県から平成23年10月27日付けで「公益社団法人等に寄付をした場合の所得税額の特別控除」の要件をみたす法人であることの証明を受けた。これにより平成23年1月以降、個人からの寄付（賛助会費も含まれる）については、従来の「所得控除」として寄付金控除を受けるか「税額控除」の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択できるようになった。税額控除制度は、小口の寄付にも減税効果が大きくなるメリットがあり、この制度の周知を図り、センターへの寄付や会員加入を積極的に働きかけて財政基盤の強化を図る。

(4) 被害者支援寄付金付き自動販売機設置促進への協力

飲料メーカーの社会貢献活動の一環として推進される「犯罪被害者支援型自動販売機」の設置促進に協力し、設置店等や飲料メーカーからの寄付金による財政基盤の強化を図る。併せて自動販売機に広告を掲載し、被害者支援意識醸成のための広報啓発活動を推進する。

(5) 賛助会員の確保

賛助会員拡大キャンペーンを実施するとともに、各月ごとの入会者、脱会者等の推移を見極めるなどして新規会員の確保及び継続会員の維持を図る。

(6) 街頭募金活動等の実施

「街頭キャンペーン」時の広報・啓発活動と平行して財源確保のための募金活動を計画的に行っていく。